



令和3年度 「食材王国みやぎマルシェ」開催事業 実施要項

宮城県農政部食産業振興課

1 目的

(1) 「食材王国みやぎ」の推進の一環として、県産品の情報発信を行う。

- ・ 通年実施している県庁ロビー販売会（以下、「ロビー販売会」という。）とは別に、複数の市町村や県内事業者による販売会を実施し、地場産業の振興を図る。
- ・ 県内事業者に、仙台圏において時期に合わせた特産品や地域で知られた県産食材、商品の販売機会を提供する。
- ・ 独自に販売機会の確保が困難又は販売機会の拡大を目指す中小事業者に対し、仙台圏での販売機会を提供する。

(2) 他の市町村、事業者、関係団体との交流を図る。

- ・ 他の市町村や事業者、団体が実施している地場産業振興の取組を知る機会とする。
- ・ 他の市町村や事業者の特産品や商品、販売手法を知り、自社の不足要素の認識、改善点の把握に繋げる機会とする。

2 主催

宮城県

3 実施場所

宮城県庁1階ロビー（別紙図面参照）

※1 出展者あたりの販売スペースも別紙図面に記載。

4 実施期間

年3回実施するもの。

第1回：令和3年 7月 1日（木）～ 7月 2日（金）

第2回：令和3年 9月 9日（木）～ 9月10日（金）

第3回：令和3年11月18日（木）～11月19日（金）

販売時間は、各日午前10時から午後2時まで

※災害等の緊急事態、急な行事等が実施される場合や新型コロナウイルス感染症の影響により、中止や内容変更をする場合があります。

5 実施内容

(1) 実施できる団体等

農林漁業者，食品製造業者，市町村，農林水産業関係団体，工芸品関係団体

出展申込の流れ

食産業振興課から市町村，農林水産業関係団体，県地方振興事務所，県庁関係各課室宛てに，出展希望の照会をします（メルマガやHP等でも周知）。原則照会時に申込をした事業者のみ出展可能としますが，出展状況に空きがあれば随時申込みを受け付けます。

市町村・地方振興事務所・県庁関係各課室の申込方法

- ① 所管の事業者宛てに出展の有無を確認してください。
- ② 出展申込書は事業者毎に作成し，提出してください。ただし，市町村単位での出展を希望する場合は，市町村名での申込みとします。（地振事務所・県庁関係各課室においては事業者単位での受付とします。）
- ③ 開催に係る関係書類は申込みを行った市町村，地方振興事務所，県庁関係各課室を窓口として送付しますので，事業者分の書類を取りまとめの上，期日までに提出してください。

(2) 出展条件

次の条件により実施する。

- 出展数は申込状況により主催者が決定するが，多数の申込みがあった場合には，ロビー販売会への出展状況や出展申込書に記載された参加理由が明確かどうか（事業目的を理解し，県産品の情報発信に意欲的か）を基準に出展者を決定する。
- 市町村においては，市町村単位の出展又は個別事業者のみの出展も可とする。ただし，市町村単位で出展する場合はロビー販売会のような旧市町村単位での出展は不可とする。
- ロビー販売会の出展と同一月に開催することは，原則不可とする。
- 食材王国みやぎマルシェへの出展は，原則年1回とする。

(3) 販売品目

県内に主たる事業所を有する事業者等の商品で事前に販売商品として届出した商品に限る。

また，販売品目は農林水産物，加工食品（酒類含む），工芸品とし，次の要件を満たすこと。

- 県内で生産若しくは製造の最終工程が行われたもの，又は県内の業者が企画し，県内生産の食材を主原料として製造されたもの。
- 冷凍品・冷蔵品等温度管理が必要な商品を販売する場合は，適切に温度管理ができる冷凍・冷蔵ケース（機械式）を持ち込むこと。
- 酒類については，酒類販売許可を持つ事業者等であれば販売可能とするが，販売に当たっては，仙台北税務署からの酒類に関する臨時販売許可を受けること。（庁舎内での試飲不可・飲酒厳禁。）

- 実施場所での調理行為，火気の使用は厳禁。
- 食品表示法，食品衛生法，不当景品類及び不当表示防止法，計量法その他関係法令に定める規定に違反していないもの。

■食品衛生法が一部改正されました。（令和3年6月1日から全部施行）

食材王国みやぎマルシェにおける食品の取り扱いも対象となります。

【主な改正内容】

◇ 原則，全ての食品等営業者にH A C C Pに沿った衛生管理が求められます。

◇ 営業届出制度が創設されます。

食材王国みやぎマルシェに出展する場合は，一部の届出対象外営業者を除き，事前に『仙台市保健所青葉支所（青葉区役所内）』へ届出をする必要があります。これまで許可・届出が不要であった完成品（包装品）や弁当・総菜，野菜果物等の販売も届出対象になりますので注意してください。

◇ 原則，全ての食品等営業者に食品衛生責任者の設置が求められます。

（参考）

・ 厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197196.html>

・ 宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課ホームページ

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/houkaisei.html>

（4）開催期間

2日間

※原則両日出展とするが，市町村単位で出展する場合，1日ごとに出展者を変更することは差し支えない。

※食材王国みやぎマルシェを開催する週はロビー販売会を実施しない。

（5）開催時間

準備と後片付けを含めて午前9時から午後3時までとする。

販売時間は原則午前10時から午後2時まで。

（6）会場使用料は無料とする。

(7) 使用可能な備品等

使用可能な備品等は、原則として次のとおりとする。

○貸し出し可能な備品（無料）

- ・折りたたみテーブル（1,800mm×450mm×700mm）

市町村単位での出展：2台（冷凍、冷蔵ケースを使用する場合はテーブル1台）

個別事業者での出展：1台（冷蔵・冷凍ケースを使用する場合はテーブルの貸与なし）

- ・折りたたみ椅子：テーブル1台につき2脚

※貸し出し備品を破損した場合は、実施団体に弁償していただきますので、備品の取り扱いには十分注意してください。

○持ち込み可能な備品

※夜間保管場所が無い場合、1日ごとに持ち帰ること。

- ・パンフレットスタンド（販売スペース内に設置可能なもの）

- ・冷凍、冷蔵ケース：幅1,800mm以内、**電気容量1,200W以内**でかつ指定された許可場
所内に設置できる場合に限り、1台までとする。

- ・のぼりを使用する場合は1本までとし、ポール及びポールスタンドは各自ご用意ください。

- ・上記以外の備品（電子レンジ、炊飯器等）の持込は認めない。

(8) 搬出入の際は県庁舎北側のサービスヤードを使用すること。車両の混雑が予想されるので、少量の荷物場合は駐車場から台車で運搬するなど、混雑緩和に努めること。

(9) 出展者用の駐車場として、県指定駐車場（ふるさとビル）を1事業者につき1台まで利用可とする。2台目以降は近隣の有料駐車場を利用すること。

6 イベント開催手続きのスケジュール

日 程 等	手 続 内 容
出展決定時	出展決定の連絡と同時に、出展に必要な書類を食産業振興課から出展者窓口へ送付（メール送付）
3週間前	「食材王国みやぎマルシェ開催事業 実施申請書」【様式1】及び【様式2】を食産業振興課に提出
1週間前	販売会当日のスケジュール、駐車許可証等を出展者へ送付
終了後 1週間以内	売上額を食産業振興課に報告（報告様式）

※**酒類販売**が伴う場合は、あらかじめ仙台北税務署から期限付酒類小売業免許を受ける必要があり、それに伴い**申請書の提出が4週間前まで**と早まるので留意すること。

7 実施条件

実施に際しては、次の条件を厳守すること。

なお、これらの条件が遵守されない場合には、期間中であっても直ちに展示・即売を中止させることとなるので、十分留意すること。

(1) 出展者は運営責任者を選任し、次の①、②の役割を担わせること。

①販売会の管理指導

②HACCP に沿った衛生管理及び食品表示の適正化に対する管理指導

(2) 運営責任者は、販売期間中次の業務を行うこと。

①事前に届け出た販売リストと販売する物品が合致するか確認すること。

②販売商品の表示について、初日に確認指導を実施する場合がありますので、運営責任者は立ち会うとともに、指摘事項があった場合には、責任を持って関係者へ周知徹底を図ること。なお、指摘を受けた事業者が再度出展する際は、当該指摘事項が改善されたか予め確認すること。

(3) 本事業は、「県政だより」や県ホームページなどを通じて県民に事前告知をすることから、災害その他のやむを得ない場合を除いて日程の変更や中止を認めないので、留意すること。

(4) 本事業は「食材王国みやぎ」の推進の一環その他の行政目的で開催するものであり、単なる販売の場の提供ではないので、事業目的を十分認識の上、実施すること。

宮城県産農林水産物、又はそれらを原材料とした加工食品の販売をできる限り行い、地産地消の推進に努めること。

(5) 当日は、次ページに記載された注意事項を遵守すること。

注 意 事 項

◎出展者は、下記注意事項を必ずご確認ください。

場所・時間	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 販売場所は、決められたスペース内で行うこと。 ◆ 販売時間は午前10時から午後2時まで。販売場所の使用時間は、原則として準備と後片付けを含めて、午前9時から午後3時まで。
販売可能な商品	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実施要項での条件を満たし、事前に販売商品として届け出た商品に限る。 ◆ においの強い商品は極力避け、包装容器等の工夫により販売すること。
搬入／搬出車両駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 搬入・搬出は県庁舎北側の荷受け場を利用すること。 ◆ 車両の駐車場については、1事業者につき1台まで県庁指定駐車場に駐車可能。荷物搬入後、指定の駐車場に駐車すること。（市町村車両は県庁地下駐車場へ駐車してください。） ◆ 指定駐車場の利用可能時間は午前8時30分から午後4時まで。（夜間駐車厳禁）
販売方法等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 呼び込み行為は行わないこと。 ◆ 常に衛生管理を徹底し、在庫商品や空き箱等の整理整頓をすること。 ◆ 他の目的で訪れる一般来庁者及び県庁見学者の妨げにならないよう配慮すること。
ゴミ処理	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ゴミは必ず持ち帰ること。来庁者の目に触れる場所にはゴミ等を放置しないこと。 ◆ 販売会終了後は販売スペースの清掃を行うこと。
売上報告	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 指定様式により終了後1週間以内に売上額を報告すること。
禁止事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 壁面や柱へのポスター等貼付は禁止。 ◆ 実施場所での飲食禁止。 ◆ 持ち込み可能備品は冷蔵・冷凍ケースのみ（1,200w以下）。それ以外の備品の持ち込みは原則認めない。 ◆ 販売商品及び持ち込み備品は1日ごとにすべて持ち帰ること。（通常のロビー販売会の備品置場（地下1階倉庫）は使用不可）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 商品の取り置きはしないこと。やむを得ず取り置きする際は、代金決済は商品引換とし、必ず連絡先を確認すること（県では荷物の預かりは一切行いません）。 ◆ 県からの貸出備品を破損した場合は、実施団体様に弁償していただきますので、丁寧に使用してください。
新型コロナウイルス感染症の対策	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 体調が悪い方は従事しないこと。 ◆ <u>販売等従事者の方は、マスクを着用し、手洗い・手指消毒を徹底すること。</u> なお、必要とする「マスク」や「消毒薬」等は、各出展者で準備すること。 ◆ <u>試飲・試食の実施しないこと。</u> ◆ <u>包装されていない商品の販売は行わないこと（会場での量り売りや詰め放題での販売は行わないこと）。</u> ◆ 販売台や実施区域内の衛生管理を徹底すること。

※ 新型コロナウイルス感染症の対策は、状況により変更する場合があります。

県庁舎は公共の場です。販売会のルールを守り、販売商品や実施場所の管理を徹底していただくようお願いいたします。